

中津川市立阿木高等学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・ からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 学校姿勢（自校の課題）

- ・ 学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・ いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・ いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・ 解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・ 生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・ 部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

〔組織の名称〕

いじめ防止対策委員会

〔組織の構成員〕

- ・ 学校関係者 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、学科主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭
- ・ 第三者機関 臨床心理士、ソーシャルスクールワーカー、保護者代表、地域代表

〔組織の運営〕

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策委員会を組織する
- ・ 年2回、いじめ防止対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について検討する。
- ・ 重大事態発生時には速やかにいじめ防止対策委員会を開催し事態の対応に当たる。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・ 教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・ 生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア等)
- ・ お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・ 情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・ いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

- ・ 学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・ 定期的に「めいわく調査」を実施し状況を把握する。
- ・ 生徒がいつでも気軽に相談できるようにする。
- ・ 全ての教員がいじめ相談に対応できるよう教育相談体制を整える。
- ・ 心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・ 情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
- ・ 外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・ MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・ HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・ 集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・ 生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。

- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導では、わかる授業を確立する。
- ・授業におけるユニバーサルデザインを推進する。

【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間（または4年間）の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや企業見学により社会における規律を習得させる。

【渉外部】

- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

（３）年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・新入生オリエンテーション 教育相談（二者懇談） 教員研修 校内・阿木駅巡回強化月間 1年生心理検査（バッテリーM2）	・いじめ防止に関する講話 ・生徒の生活状況等の確認 ・学校の方針・計画の確認、いじめの対応 ・生徒の実態把握
5	全校集会	・いじめ防止に関する講話
6	ひびきあいの日 「生活体験作文の取組と発表会」 第1回めいわく調査（全校） 第1回いじめ防止対策委員会 情報モラル講話 教員研修	・他を思いやる心の醸成 ・いじめ、めいわく調査（全校） ・いじめ防止の取り組みについて検討 ・SNS等の正しい活用の仕方 ・1年生心理検査（バッテリーM2）の検査結果の有効活用と情報共有
7	第1回県いじめ調査（4～7月） SOSの出し方に関する講話 三者懇談	・第1回県いじめ調査（4～7月） ・家庭生活の状況確認
8	教育相談	・夏季休業明けの生活状況等の確認
9	教育相談	・夏季休業明けの生活状況等の確認
10	第2回めいわく調査（全校）	・いじめ、めいわく調査（全校）
11	教員研修	・教育相談についての研修

12	第2回県いじめ調査（8～12月） 三者懇談	・ 第2回県いじめ調査（8～12月） ・ 家庭生活の状況確認
1	第2回いじめ防止対策委員会	・ いじめ防止の年間の取組みの検証と課題
2	第3回校内めいわく調査	・ いじめ、めいわく調査（全校）
3	第3回県いじめ調査（1～3月）	・ 第3回県いじめ調査（1～3月）

3 いじめ問題発生時の対処

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

〔組織対応〕

- ・ 管理職、生徒指導部、学年職員、その他関係職員による対応

〔対応順序〕

- ・ 被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・ 被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・ 加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・ 市教委、県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って報告）
- ・ 経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

（2）「重大事態」と判断された時の対応

〔対応順序〕

- ・ 市教委、県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・ いじめ防止対策委員会による対応。さらに必要な第三者を加えることができる。
※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・ 市教委、県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- ・調査結果は市教委、県教委に報告する。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は市教委、県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

生徒の個人調査データ（心理検査・迷惑調査等）の原本等の一次資料、事実確認の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を卒業後5年とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成26年4月1日 施行

<いじめ対応フロー図>

阿木高等学校

いじめ(と疑われる)事案の発生 (日常生活・学校生活・各種アンケート)

早期発見

認知

生徒・教師・保護者・SC・地域住民 等

通報

記録開始5W1H

担任・学年・部活動顧問・教科担任・養護教諭・教育相談 等

【報告】

【報告】

管理職
校長・教頭

全て報告

いじめ担当者
生徒指導主事

組織対応指示

【いじめ対策委員会】

(学校いじめ対策組織)[法22条]

管理職(校長・教頭)

生徒指導主事・関係学年主任・関係学級担任
教育相談・養護教諭 学科長等

(必要に応じて)

スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー
弁護士、医師、警察官経験者 等

中津川市教育委員会
学校教育課
TEL 0573-66-1111

支援

全て報告

※その他外部機関

【地域担当生徒指導主事】

【学校安全課】

生徒指導係 TEL 058-272-8853
FAX 058-278-2825
休日対応 080-8260-1800

組織的対応
情報共有

【(緊急) 職員会議】[法23条]

事実内容を全職員に報告、周知

指導方針・役割分担等を全職員で共通理解

恵那市 子育て世代包括支援センター
0573-22-9137 (直通)

中津川市 子ども家庭課
0573-66-1111 (内線 696, 569, 615)

【警察署】★110番通報

恵那警察署 0573-26-0110

中津川警察署 0573-66-0110

事案に応じて、校内
メールでの情報共有

継続的な支援及び指導

いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言